

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 規 則

○北海道消防学校学則の一部を改正する規則..... (防災消防課)	1
○北海道立道民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則..... (管財課)	1
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課)	2
○北海道自然環境等保全条例施行規則及び北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (自然環境課)	7
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (子ども未来づくり推進室)	8
○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則..... (食品衛生課)	11
○食品の製造販売行商等衛生条例施行規則の一部を改正する規則..... (食品衛生課)	11
○北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則..... (産業支援課)	12
○北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則..... (産業支援課)	13
○北海道立都市公園条例の改正に伴う関係規則の整備に関する規則... (公園下水道課)	13
○北海道財務規則の一部を改正する規則..... (出納局総務課)	16
○北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例施行規則を廃止する規則..... (教育庁高校教育課)	18

### 訓 令

○北海道職員の修学部分休業に関する規程..... (人事課)	18
○北海道職員の高齢者部分休業に関する規程..... (人事課)	20
○北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課)	21

## 規 則

北海道消防学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第37号

北海道消防学校学則の一部を改正する規則

北海道消防学校学則（昭和49年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「普通教育」を「基礎教育」に改め、同条第4項中「消防職員」の次に「及び消防団員」を加え、同条第5項中「普通教育」を「基礎教育」に改める。  
第3条中「（昭和45年消防庁告示第1号）」を「（平成15年消防庁告示第3号）」に改める。

第9条中「普通教育」を「基礎教育」に改める。

### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

北海道立道民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第38号

北海道立道民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立道民活動センター条例施行規則（平成3年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号ウ中「北海道立社会福祉総合センター、」を削り、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第208条の6の公の施設以外の部分を使用する者が、知事が別に定める事業を行うとき。

第17条第3号ア中「又はウ」を「、ウ又はエ」に改める。

別表1の表を次のように改める。

区 分	利 用 料 金 の 上 限 額				
	午 前	午 後	夜 間	1 日	
ホ ー ル	平 日	45,500円	45,500円	60,700円	144,300円
	土 曜 日	54,600円	54,600円	72,900円	173,200円
	日 休 日				
リ ハ ー サ ル 室	2,750円	2,750円	3,550円	8,800円	
展 示 ホ ー ル				23,100円	
1 1 0 会 議 室	2,650円	2,650円	3,400円	7,950円	
3 2 0 会 議 室	1,450円	1,450円	1,900円	4,450円	
大 会 議 室	10,700円	10,700円	12,900円	31,200円	

毎月第3日曜日は国民家庭の日です。家族で団らんの機会を持ちましょう。

会 議 室	5 1 0	会 議 室	3,550円	3,550円	4,650円	11,200円		
	5 3 0	会 議 室	1,600円	1,600円	2,350円	4,950円		
	5 4 0	会 議 室	2,650円	2,650円	3,400円	7,950円		
	5 5 0	会 議 室	2,850円	2,850円	3,850円	9,200円		
	7 1 0	会 議 室	5,750円	5,750円	7,850円	17,100円		
	8 1 0	会 議 室	8 1 0 A	会 議 室	1,900円	1,900円	2,650円	5,900円
			8 1 0 B	会 議 室	2,350円	2,350円	2,850円	6,850円
	9 1 0	会 議 室	1,900円	1,900円	2,650円	5,900円		
	9 2 0	会 議 室	2,850円	2,850円	3,850円	9,200円		
	1 0 1 0	会 議 室	2,850円	2,850円	3,850円	9,200円		
	1 0 2 0	会 議 室	2,650円	2,650円	3,400円	7,950円		
	室	1 0 3 0	会 議 室	3,950円	3,950円	5,350円	12,700円	
		1 0 4 0	会 議 室	3,950円	3,950円	5,350円	12,700円	
		1 0 5 0	会 議 室	3,550円	3,550円	4,650円	11,200円	
特 別		会 議 室	8,100円	8,100円	10,800円	23,900円		
研	5 2 0	研 修 室	6,150円	6,150円	8,200円	18,100円		
	7 2 0	研 修 室	7 2 0 A	研 修 室	1,900円	1,900円	2,650円	5,900円
			7 2 0 B	研 修 室	2,350円	2,350円	2,850円	6,850円
	7 3 0	研 修 室	4,400円	4,400円	5,750円	12,800円		
	8 2 0	研 修 室	8,750円	8,750円	11,500円	25,600円		
	9 3 0	研 修 室	2,350円	2,350円	2,850円	6,850円		
	9 4 0	研 修 室	3,300円	3,300円	4,400円	10,300円		
	レクリエーション		研 修 室	7,000円	7,000円	9,450円	20,800円	
	演 習		室	2,350円	2,350円	2,750円	6,700円	
	介 護 実 習		室	3,150円	3,150円	3,950円	9,750円	
修	学 習 室	学 習 室 A	2,350円	2,350円	3,000円	6,850円		
		学 習 室 B	2,400円	2,400円	3,150円	7,750円		
		調 理 室	450円	450円	700円	1,600円		
創 作		室	1,600円	1,600円	2,350円	5,050円		

室	和室研修室	和 室 研 修 室 えぞまつ	1,150円	1,150円	1,450円	3,400円
		樹	和 室 研 修 室 あかなら	700円	700円	1,150円
	和室研修室	和 室 研 修 室 はまなす	1,000円	1,000円	1,300円	2,750円
		花	和 室 研 修 室 すずらん	1,300円	1,300円	1,750円

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第39号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第38条第4項中「第48条第2項」を「第48条第3項」に改める。

第49条の7第2項第5号中「附則第11条第11項」を「附則第11条第9項」に改める。

別記第2号様式の4の2(1葉)の(表)中「道税」を「道税

に改め、同様式(2葉)中「道税」を「道税

伝 票 公」を「収 入 伝 票 公(納付書)」に

改め、同様式(3葉)中「道税」を「道税

別記第14号様式中「(納付書)」を削り、同様式その1(表)中「道税」

を「道税

改め、同様式その1(表)末尾欄外摘要2の事項を次のように改める。

2 この様式は、納付に使用する場合は別記第14号様式の3その1の2葉及び4葉と、納入に使用する場合は同様式その1の3葉及び5葉とそれぞれ併せて用いること。

別記第14号様式その1(裏)注意2の事項中「納付」の次に「(納入)」を加え、同様式

その2(表)中 「道税」を 「道税」 に改め、同様式その2(

表)末尾欄外摘要の事項中「3連」を「4連」に改め、同様式その3(表)中

「道税」を 「道税」 に改め、同様式その3(表)末尾欄外摘要の事

項中「3葉」を「4葉」に改め、同様式その4(表)中 「道税」を

「道税」 に改め、同様式その5(表)中 「道税」を

「道税」 に改め、同様式その5(表)末尾欄外摘要の事項中「3連」を「4連」

に改め、同様式その6(表)中 「道税」を 「道税」 に改め、同様式

その7(表)中 「道税」年度自動車税納税通知書兼領収証書公を

「道税」年度自動車税納税通知書兼領収証書公に改め、同様式そ

の7(表)末尾欄外摘要の事項中「3連」を「4連」に改め、同様式その8(表)中

「道税」を 「道税」 に改め、同様式その8(表)末尾欄外摘要の事

項中「3葉」を「4葉」に改め、同様式その9中 「道税」を

「道税」 に改め、同様式その11(表)中 「道税」を

「道税」 に改め、同様式その11(表)末尾欄外摘要の事項中「3連」を「4

連」に改め、同様式その12(表)中 「道税」を 「道税」 に改

め、同様式その13中 「道税」を 「道税」 に改める。

別記第14号様式の2その1(表)中 「道税」を 「道税」 に改め、

同様式その1(表)末尾欄外摘要の事項を次のように改める。

摘要 この様式は、納付に使用する場合は別記第14号様式の3その2の2連及び4連と、

納入に使用する場合は同様式その2の3連及び5連とそれぞれ併せて用いること。

別記第14号様式の2その1(裏)注意2の事項中「納付」の次に「(納入)」を加え、同

様式その2(表)中 「道税」を 「道税」 に改め、同様式その2(表)

末尾欄外摘要の事項を次のように改める。

摘要 この様式は、納付に使用する場合は別記第14号様式の3その1の2葉及び4葉と、

納入に使用する場合は同様式その1の3葉及び5葉とそれぞれ併せて用いること。

別記第14号様式の2その2(裏)注意2の事項中「納付」の次に「(納入)」を加え、同

様式その3(表)中 「道税」を 「道税」 に改め、同様式その3(表)

末尾欄外摘要の事項中「3連」を「4連」に改め、同様式その4(表)中

「道税」を 「道税」 に改め、同様式その4(表)末尾欄外摘要の事

項中「3葉」を「4葉」に改める。

別記第14号様式の3その1(1葉)中 「道税」を 「道税」 に、

「」を「」に改め、同葉末尾欄外に摘要として次のように加える。

摘要 この様式は、納付に使用する場合は1葉、2葉及び4葉を、納入に使用する場合は1葉、3葉及び5葉をそれぞれ併せて用いること。

別記第14号様式の3その1（2葉）中「」を「

「」を「

「」に改め、同様式その1（3葉）中「」を「

に改め、同葉を同様式その1（4葉）とし、同様式その1（2葉）の次に同様式その1（3葉）として次のように加える。

(3葉)

受付局・第一次収納金融機関保存	道税 <input type="text" value="都道府県コード"/>		収 入 伝 票 公 (納 入 書)						
	年度	税コード	期別(申告区分)	郵便振替口座	加入者名	取扱庁	支庁	徴収原簿番号(登録番号)	
	取りまとめ金融機関				税 目				
					税 額		円		
	住 所 (所在地)				延 滞 金 額				
					加算金額	過 少 申 告			
						不 申 告			
	氏 名 (名 称)				重				
					合 計 額				
					領 収 印				
口 数		口 金 額		円					

別記第14号様式の3その1（4葉）の次に同様式その1（5葉）として次のように加える。

（5葉）

道税	都道府県コード □□□□□□		納 入 済 通 知 書 公										
	年度	税コード	期別（申告区分）	郵便振替口座	加入者名	取扱庁	支庁	徴収原簿番号（登録番号）					
	所 属 指 定 金 融 機 関	通番	期割	種別	義務者	取りまとめ金融機関					税 目		
											税 額		円
		延滞金額計算内訳				住 所（所在地）					延 滞 金 額		
		日数	年率	金 額							加 算 金 額	過少申告	
	日	%	円		不 申 告								
					氏 名（名 称）					重			
										合 計 額			
					納 期 限					年 月 日			
加 入 者	上記のとおり領収したので通知します。 北海道出納長（支庁出納員） 様				領 収 印								
	取りまとめ郵便局												

摘要 不要文字は、消して使用すること。

別記第14号様式の3その2（1連）の（表）中 「道税」 を

「道税 都道府県コード □□□□□□」 に改め、同連（表）注意1の事項中「納付」の次に「（納入）」を加

え、同連（表）末尾欄外に摘要として次のように加える。

摘要 この様式は、納付に使用する場合は1連、2連及び4連を、納入に使用する場合は1連、3連及び5連をそれぞれ併せて用いること。

別記第14号様式の3その2（1連）の（裏）中「納付場所」を「納付（納入）場所」に改め、同様式その2（2連）中

	道税	を	道税	を	道税	に	「収
道税	道税		道税		道税		入伝票

入伝票 公」を「収入伝票 公（納付書）」に改め、同様式その2（3連）中

	道税	を	道税	を	道税	に	改め、同連を同様式その2（4連）と
道税	道税		道税		道税		

し、同様式その2（2連）の次に同様式その2（3連）として次のように加える。

（3連）

道税	都道府県コード  _ _ _ _ _	収入伝票 公（納入書）	
		年度 (税 目)	
期 別		支庁	徴収原簿番号（登録番号）
住 所 （所在地）			
氏 名 （名 称）	様		

（5連）

道税	都道府県コード  _ _ _ _ _	納入済通知書 公								
		年度 (税 目)								
住所（所在地）										
氏名（名 称）	様									
税 目	支 庁	徴収原簿番号	年度・期別	通番	期割	種別	義務者	本 税 1	C D	

税 額	円
延 滞 金 額	
加算金額	（不申告・過少） 重
合 計 額	
納 期 限	年 月 日
加入者名	郵便振替口座
取扱庁	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">領収印</p> </div>
取りまとめ金融機関	
口数	
金額	円

（受付局・第一次収納金融機関保存）

別記第14号様式の3その2（4連）の次に同様式その2（5連）として次のように加える。

本 税 2	延 滞 金	区	過少・不申告加算金	重 加 算 金	CD

納 入 済 通 知 書	期 別		様	支庁	徴収原簿番号（登録番号）
	納 税 額	円	加入者名		郵便振替口座
	延 滞 金 額		取扱庁		
	加算金額 (過少不申告)		取りまとめ金融機関		
	重		取りまとめ郵便局		
	合 計 額				
納 期 限	年 月 日				



上記のとおり領収したので通知します。  
 北海道出納長（支庁出納員）様  
 この用紙は、直接電子計算機に読み込まれますので汚したり、折り曲げたりしないでください。  
 （所属指定金融機関→加入者）

別記第14号様式の3その4（表）中「道税」を「道税」に改め、  
 同様式その4（表）末尾欄外摘要の事項中「3連」を「4連」に改め、同様式その5（表）  
 中「道税」を「道税」に改め、同様式その5（表）末尾欄外摘要の  
 事項中「3葉」を「4葉」に改め、同様式その7（表）中「道税」を  
 「道税」に改め、同様式その7（表）末尾欄外摘要の事項中「3連」を「4連」  
 に改め、同様式その8（1葉）中「道税」を「道税」に改め、同様  
 式その8（2葉）中「道税」を「道税」に、「収 入

伝 票 公」を「収 入 伝 票 公（納 付 書）」に改め、  
 同様式その8（3葉）中「道税」を「道税」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道自然環境等保全条例施行規則及び北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第40号

北海道自然環境等保全条例施行規則及び北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正）

**第1条** 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号ウ(ニ)中「第2条第1項第14号」を「第2条第1項第16号」に改める。

（北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

**第2条** 北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号ネ及び第21条第6号中「第2条第1項第14号」を「第2条第1項第16号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第41号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号）」を「、里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号）及び里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）」に改める。

第12条の5中「第25条の2第2号」を「第25条の8第2号」に改める。

第13条の見出しを「（里親又は職業指導里親の認定等の申請）」に改め、同条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に、「又は第20条」を「及び第20条」に、「若しくは」を「又は」に、「第3条」を「第9条（同令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）」に改め、「又は省令第30条の規定による保護受託者になることの希望の申出」及び「又は別記第16号様式の2の保護受託者登録申込書」を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「又は希望の申出」及び「又は申し出た者」を削り、「保護受託者」を「職業指導里親」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 里親の認定等に関する省令第6条第2項（同令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による職業指導を行う里親（以下「職業指導里親」という。）の認定の申請又は同令第9条（同令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による職業指導を行う養育里親等の同令第9条第4号に掲げる事項の登録（以下「職

業指導里親認定の登録」という。）の申請は、別記第16号様式の2の職業指導里親認定（登録）申請書により児童相談所長を経由してしなければならない。

第13条の2を次のように改める。

#### 第13条の2 削除

第13条の3の見出し中「里親」の次に「又は職業指導里親」を加え、同条中「第8条第5号」を「第8条第1項第5号」に、「又は第20条」を「及び第20条」に、「第11条第3号」を「第11条第1項第3号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 里親の認定等に関する省令第8条第2項第6号（同令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による職業指導里親の認定の取消し又は同令第11条第2項第2号（同令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による職業指導里親認定の登録の取消しの申請は、別記第16号様式の3の2の職業指導里親認定（登録）取消申請書により児童相談所長を経由してしなければならない。

第13条の3の2中「又は」を「及び」に改め、「養育里親等の登録」の次に「（職業指導里親認定の登録を含む。）」を加える。

第13条の3の3から第13条の3の5までの規定中「又は」を「及び」に改める。

第13条の3の6の見出し中「里親等」を「里親」に改め、同条中「又は保護受託者」を削り、同条を第13条の3の7とし、第13条の3の5の次に次の1項を加える。

（委託児童に対する職業指導困難の届出）

**第13条の3の6** 里親の認定等に関する省令第13条第3項（同令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による委託児童に対する職業指導の継続が困難となった旨の届出は、別記第17号様式の2の委託児童に対する職業指導困難届出書により児童相談所長を経由してしなければならない。

第13条の4中「別記第17号様式の2」を「別記第17号様式の2の2」に改める。

第26条第3項第5号中「第28条第1項」の次に「、第2項又は第4項」を加え、「措置」を「措置等」に改め、同項第7号中「第31条」を「第31条第2項又は第3項」に改め、同項第9号中「及び」を「又は」に改め、同項に次の2号を加える。

(11) 里親が行う養育に関する最低基準第19条の規定による委託児童の再委託の認定に関すること。

(12) 里親が行う養育に関する最低基準第20条第1項の規定による職業指導の実施の認定に関すること。

別記第16号様式中「児童福祉法第27条第1項第3号の規定による里親になりたいので、認定（登録）されるよう以上のとおり」を「以上のとおり里親の認定（登録）を受けたいので、里親の認定等に関する省令第6条第1項（第9条）の規定により」に改める。

別記第16号様式の2を次のように改める。

別記第16号様式の2 (第13条関係)

職業指導里親認定 (登録) 申請書

職業指導里親	本籍	児童相談所						
	現住所	電話	自宅					
	氏名・生年月日	職業	勤務先	その経験年数				
	年月日生 (歳)			年				
里親	里親登録の有無 (有・無)	有の場合	登録番号 ( )	里親の種類 ( )				
	職業指導里親申請の理由	登録年月日 ( 年 月 日)						
同居者	氏名	生年月日	性別	続柄	職業等	健康状態	備考	
希望等	性別	男	女	児童の職業適性等についての希望				
	年齢	歳	歳					
事業所の状況	名称	所在地						
	規模	周囲の環境						
	児童を働かせる場合の仕事の種類、内容、条件等							
	他の雇用者の状況	雇用者総数	人 (男子	人、女子	人)			
家計及び資産状況	収入	昨年1年間	昨年1か月平均	最近1か月間	前課年税	度状分況	円	
		支出						
	資産の状況				負債の状況			
	住宅の	住宅	m <sup>2</sup>	宅地	m <sup>2</sup>	住宅の環境		
部屋数		室	延べ量数	枚	幼稚園まで	m	病院まで	m
・自家・借家・公社宅・借間				・所有地	小学校まで	m	駅まで	m
				・借地	中学校まで	m	バス停まで	m
				(地代：月額	円)			

状況	(借家等の家賃：月額 円)	高校まで m
以上のとおり職業指導を行う里親の認定 (その登録) を受けたいので、里親の認定等に関する省令第6条第2項 (第9条) の規定により申請します。 年 月 日 北海道知事 様 氏名		
診断評価	調査： 年 月 日 (職・氏名 )	
児童相談所長意見		

注1 印欄は、記入しないでください。  
 注2 欄内に記入しきれない場合には適宜別紙を添付してください。  
 注3 里親認定 (登録) と同時に申請される場合は、里親認定 (登録) 申請書と重複している項目 (印) の記載は不要です。

別記第16号様式の3中「第8条第5号 (第11条第3号)」を「第8条第1項第5号 (第11条第1項第3号)」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第16号様式の3の2 (第13条の3関係)  
 職業指導里親認定 (登録) 取消申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所  
氏名

次のとおり職業指導を行う里親の認定 (その登録) の取消しをしたいので、里親の認定等に関する省令第8条第2項第6号 (第11条第2項第2号) の規定により申請します。  
 記

里親の種類	
里親登録番号	
職業指導里親認定年月日	
職業指導里親登録年月日	
職業指導里親氏名	

理	由
---	---

別記第16号様式の4中「里親の登録」の次に「（職業指導里親認定の登録）」を加え、

里 親 登 録 年 月 日	
---------------	--

を

里 親 登 録 年 月 日	
職 業 指 導 里 親 登 録 年 月 日	

に改める。

前項の承認は、家事審判法の適用に関しては、これを同に掲げる事項とみなす。

② }  
⑥ }  
略

別記第17号様式の2裏中 を に改め、同様式を別記第17号様式の2

法  
第  
九  
条  
第  
一  
項  
甲  
類  
」  
」

の2とし、別記第17号様式の次に次の1様式を加える。

別記第17号様式の2（第13条の3の6関係）

委託児童に対する職業指導困難届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所

氏名

次のとおり委託児童に対する職業指導を継続することが困難となりましたので、里親の認定等に関する省令第13条第3項の規定により届け出ます。

記

里 親 の 種 類	
登 録 番 号	
職 業 指 導 里 親 氏 名	
委 託 児 童 名	
措 置 児 童 相 談 所 名	
理	由

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第42号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和24年北海道規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を削る。

第17条の3第1項中「別表第1の7の項の(1)」を「別表第1の7の項第1号」に改め、「行う営業」の次に「（次条において「集乳業等」という。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

**第17条の4** 条例別表第1の7の項第3号の講習会は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、集乳業等の食品衛生責任者が受講する講習会にあっては、この限りでない。

- (1) 知事の行う食品衛生に関する講習会又は知事の指定した講習会
- (2) 前号の講習会と同等以上の内容を有すると知事が認める講習会

第18条第4項中「別表第1の9の項の(10)に規定する」を「別表第1の10の項第10号の」に改め、同項第1号中「講習会」の次に「又は知事の指定した講習会」を加える。

第23条中「最寄りの保健所長」を「知事」に改める。

第24条の2の次に次の1条を加える。

**第24条の3** 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

- (1) 法第48条第8項の規定による食品衛生管理者の設置又は変更の届出に関する事。
- (2) 法第52条第1項の規定による営業の許可に関する事。
- (3) 法第53条第2項の規定による届出に関する事。
- (4) 法第55条第1項の規定による営業の許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関する事。
- (5) 法第56条の規定による施設の整備改善命令、営業の許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関する事。
- (6) 規則第71条の規定による届出に関する事。
- (7) 第17条の3第2項の規定による届出に関する事。
- (8) 第18条第1項の規定による届出に関する事。
- (9) 第18条第2項の規定による届出済票の交付に関する事。
- (10) 第18条第5項の規定による届出に関する事。
- (11) 第23条第2号及び第3号の規定による営業の休止等の届出に関する事。
- (12) 前条の規定による届出に関する事。

2 次に掲げる事務は、保健所長又は食肉衛生検査所長に委任する。ただし、食肉衛生検査

所長にあっては、と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第2項に規定するとちく場若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第6号に規定する食鳥処理場又は当該施設と同一敷地内にある施設に係るものに限る。

- (1) 法第28条第1項の規定による必要な報告の徴収、臨検、検査及び収去に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
- (2) 法第30条第2項の規定による営業の施設等についての監視指導に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
- (3) 法第54条の規定による食品等の廃棄及び必要な処置の命令に関する事。別記様式第2号中「品質保持期限」を「賞味期限」に改める。別記様式第14号中「食中毒患者届出票」を「食中毒患者等届出票」に、「患者氏名」を「患者等氏名」に、「患者所在地」を「患者等所在地」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第2条の2を削る改正規定、第23条の改正規定、第24条の2の次に1条を加える改正規定並びに別記様式第2号及び別記様式第14号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

食品の製造販売行商等衛生条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第43号

食品の製造販売行商等衛生条例施行規則の一部を改正する規則

食品の製造販売行商等衛生条例施行規則（昭和29年北海道規則第122号）の一部を次のように改正する。

第16条中「品質保持期限」を「賞味期限」に改める。

別記第6号様式中「保健所長」を「支庁長」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品の製造販売行商等衛生条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の食品の製造販売行商等衛生条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして

使用することを妨げない。

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第44号

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則  
北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則（昭和32年北海道規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「18 ハードウェア開発支援装置 2,020円  
440円」を「18 削除  
」に改め、同表の2の表中「2 万能材料試験機  
740円 350円」を「2 万能材料試験機（金属材  
2の2 万能材料試験機（プ  
ム）  
料）  
ラスチック・ゴ 740円 350円  
4,720円 780円」に、「11 振動試験機（機械  
12 振動試験機（電磁  
式） 8,590円 320円  
式） 6,220円 320円」を「11及び12 削除  
」に、「36 汎用高  
速画像処理装置 3,290円 140円」を「36 削  
除  
」に、「  
42 高速デジタル制御システム開発支援装置 2,610円 240円」を

「42 削除  
」に、「66 制御シミュレーションシステム 11,140円  
」を「66 削除  
」に、「81 非接触型3次元測定システム 4,510円  
570円」を「81 非接触型3次元測定システム 4,510円  
81の2 振動試験装置 6,670円  
570円 760円」に、「92 人間中心設計支援装置  
1,690円 110円」を「92 人間中心設計支援装置  
92の2 全有機体炭素計  
1,690円 110円  
14,680円 500円」に改め、同表の4の表中「2 デジタルマルチメータ  
2,790円 30円」を「2 削除  
」に、「4 放電プラズ  
マ焼結機 1,480円 1,090円」を「4 放電プ  
ラズマ焼結機 1,480円 1,090円  
目的焼結炉 3,080円 720円」に改める。  
別表第2の1の表1の項中  
「(イ) 電子機器衝撃試験 同 13,400円  
(ウ) その他の強度試験 1件ごとに1,600円以上42,900円以下」  
を「(イ) その他の強度試験 1件ごとに1,600円以上42,900円以下

に、「接着角測定」を「接触角測定」に、「(ウ) 検力試験」  
 1機種1荷重1件ごとに 9,600円 を「(ウ) 削除」  
 に、「(ケ) その他の物性試験」  
 1件ごとに1,600円以上42,900円以下 を「(ケ) 不凍液の金属  
 (コ) その他の物性」  
 腐食性試験 同 29,000円 に、同表の3の表中「  
 試験 1件ごとに1,600円以上42,900円以下」  
 (20) その他の特殊分析 1件ごとに2,600円以上42,900円以下 を  
 (20) 全有機体炭素 (TOC) 同 9,900円  
 (21) その他の特殊分析 1件ごとに2,600円以上42,900円以下  
 に改める。  
**附 則**  
 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
 北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成17年3月31日  
 北海道知事 高 橋 はるみ  
**北海道規則第45号**  
 北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則  
 北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則（平成4年北海道規則第7号）の一部を次のように改正する。  
 別表第1の1の項中「(49) DNAシーケンサ」 5,370円  
 640円 を「(49) クリープメーター」 6,190

円 「280円」に改め、同表2の項中「(16) 超低温恒温器」  
 「2,400円」 40円 を「(16) 低温除湿乾燥機」  
 「2,450円」 90円 に、「(28) スモークマシン」  
 「2,590円」 220円 を「(28) 削除」  
 「(32) 魚肉採  
 (33) 水さら」  
 取機 3,640円 100円  
 し魚洗機 2,540円 180円 を「(32)及び  
 (33) 削除」に、「  
 (38) 高圧蒸煮缶」 3,810円 260円 を  
 「(38) 削除」  
 に、「(42) スネークポンプ」 3,720円 170  
 円 を「(42) 削除」  
 に、「(77) チーズ製造装置」 4,620円  
 1,080円 を「(76) 削除」  
 に改める。  
**附 則**  
 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
 北海道立都市公園条例の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。  
 平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第46号

北海道立都市公園条例の改正に伴う関係規則の整備に関する規則  
(北海道立オホーツク公園オートキャンプ場等管理規則の一部改正)

第1条 北海道立オホーツク公園オートキャンプ場等管理規則（平成6年北海道規則第70号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「、利用料金」を「利用料金」に、「2の事項に係るものを除く」を「1の事項、3の事項及び4の事項に係るものに限る」に改め、「同じ。）を」の次に「65歳以上の者については利用料金（同表の1の事項に係るものに限る。）を」を加え、同号クを削り、同号ケ中「ク」を「キ」に改め、同号中ケをクとする。

(北海道立宗谷ふれあい公園オートキャンプ場等管理規則の一部改正)

第2条 北海道立宗谷ふれあい公園オートキャンプ場等管理規則（平成10年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及びパークゴルフ場」を「、パークゴルフ場及びバーベキューコーナー」に改める。

第2条第1項の表に次のように加える。

バ	ー	ベ	キ	ュ	ー	コ	ー	ナ	ー	午前11時から午後8時まで
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------------

第3条第3項中「パークゴルフ場」の次に「及びバーベキューコーナー」を加える。

第8条第1号中「、利用料金」を「利用料金」に、「2の事項に係るものを除く」を「1の事項、3の事項及び4の事項に係るものに限る」に改め、「同じ。）を」の次に「65歳以上の者については利用料金（同表の1の事項に係るものに限る。）を」を加え、同号クを削り、同号ケ中「ク」を「キ」に改め、同号中ケをクとする。

(北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場管理規則の一部改正)

第3条 北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場管理規則（平成15年北海道規則第79号）の一部を次のように改正する。

題名中「オートキャンプ場」の次に「等」を加える。

第1条中「の管理」を「及び自転車（以下これらを「オートキャンプ場等」という。）の管理」に改める。

第2条第1項中「オートキャンプ場」の次に「等」を加え、同項の表に次のように加える。

自	転	車	午前9時30分から午後4時30分まで
---	---	---	--------------------

第3条に次の1項を加える。

2 北海道立十勝エコロジーパークの自転車の利用の承認を受けようとする者は、あらかじめ、利用券の交付を受け、当該利用をする際に、これを提示しなければならない。

第5条第2項中「オートキャンプ場」の次に「等」を加える。

第6条から第8条までを次のように改める。

(利用料金の額の承認)

第6条 条例第12条の2第1項に規定する管理受託者は、同条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第3号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の還付の基準)

第7条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

(1) 利用者の責めに帰ることができない理由によって利用が不可能になった場合

(2) 第5条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

(利用料金の減免の基準)

第8条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者については、利用料金（条例別表第6の2の事項に係るものを除く。次号において同じ。）を免除することができることとする。

ア 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク 65歳以上の者

ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

第9条及び第10条を削る。

第11条中「オートキャンプ場」の次に「等」を加え、同条を第9条とする。  
別表を削る。

別記第1号様式中

利用施設、利用人数等		サイト数等	利用者数(人)					合計
区分			幼児	小学生	中学生	高校生以上		
プライベートサイト	サイト							
フリーテントサイト	デイキャンプ	サイト						
	宿泊キャンプ	サイト						

を

利用施設、利用人数等		サイト数等	利用者数(人)					合計
区分			幼児	小学生	中学生	高校生以上		
プライベートサイト	サイト							
フリーテントサイト	デイキャンプ	サイト						
	宿泊キャンプ	サイト						

に改める。

別記第2号様式中

承認番号		を	承認番号		に、
使用料	円				

利用施設、利用人数等		サイト数等	利用者数(人)					入場料(円)	施設使用料(円)	合計(円)
区分			幼児	小学生	中学生	高校生以上				
プライベートサイト	サイト									
フリーテントサイト	デイキャンプ	サイト								
	宿泊キャンプ	サイト								
合計										

を

利用施設、利用人数等	
------------	--

区分	サイト数等	利用者数(人)				合計
		幼児	小学生	中学生	高校生以上	
プライベートサイト	サイト					
フリーテントサイト	デイキャンプ	サイト				
	宿泊キャンプ	サイト				

に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第6条関係)

利用料金承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地  
管理受託者の名称  
代表者の氏名 ㊞

北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場等の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立都市公園条例第12条の2第3項の規定により、申請します。

区分	利用料金の額(円)	備考

(日本工業規格A4)

(北海道立ゆめの森公園パークゴルフ場管理規則の一部改正)

第4条 北海道立ゆめの森公園パークゴルフ場管理規則(平成16年北海道規則第34号)の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを次のように改める。

(利用料金の額の承認)

第5条 条例第12条の2第1項に規定する管理受託者は、同条第3項の規定により利用料

金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の還付の基準）

第6条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合
- (2) 第4条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

（利用料金の減免の基準）

第7条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については、利用料金を免除することができることとする。

ア 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク その他知事がアからキまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とする。

別表を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

<p>利用料金承認申請書</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">北海道知事 様</p>
---

主たる事務所の所在地  
管理受託者の名称  
代表者の氏名



北海道立ゆめの森公園パークゴルフ場の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立都市公園条例第12条の2第3項の規定により、申請します。

区 分	利用料金の額(円)	備 考

（日本工業規格A4）

**附 則**

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第47号**

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「選挙管理委員会事務局次長」の次に「（企画振興部地域振興室市町村課長の職にある者に限る。以下同じ。）」を加える。

第14条中「本庁」の次に「（教育庁本庁及び警察本部を除く。）」を、「課の長（」の次に「北海道行政組織規則第27条第1項に規定する知事政策部の部長の指定する参事及び」を加え、同条第1号力中「食糧費」の次に「（知事の定めるものを除く。）」を加える。

第83条の次に次の1条を加える。

（資金前渡のできる経費に係る規則で定める契約）

**第83条の2** 政令第161条第1項第15号に規定する契約で規則で定めるものは、次に掲げるもののうち、当該契約に係る対価を継続的又は定期的に支払うことを約定しているものとする。

- (1) 新聞、自動車用燃料その他の物品を買い入れる契約
- (2) 物品の運送、庁舎清掃業務その他の役務の提供を受ける契約
- (3) 電子計算機、自動車その他の物品又は建物その他の不動産を借り入れる契約

第84条中「第161条第1項第14号」を「第161条第1項第17号」に改め、「規定する」の次に「経費で」を加える。

第121条第1項中「普通預金」の次に「（預金保険法（昭和46年法律第34号）第51条の2第1項に規定する決済用預金であるものに限る。）」を加え、同項ただし書中「手もとに」を「手元に」に改め、同項第4号中「手もと保管」を「手元保管」に改め、同条第2項中「手もとに」を「手元に」に改め、「（以下「手もと保管金」という。）」を削る。

第162条の2の次に次の1条を加える。

（政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規則で定める手続）

**第162条の3** 契約担当者等は、毎年度、政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づき随意契約の方法により締結する契約（以下この条において「特定随意契約」という。）に係る発注の見通しについて、次に掲げる事項を公表するものとする。公表した事項に変更があったときも、同様とする。

- (1) 契約の名称及び数量
- (2) 契約を締結する時期
- (3) 契約の相手方の選定方法

2 契約担当者等は、特定随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の名称及び数量
- (2) 契約を締結する時期
- (3) 契約の相手方の選定方法及び選定基準
- (4) 公募に応じた者の中から契約の相手方を選定する場合にあっては、次に掲げる事項

ア 応募する者に必要な資格

イ 応募の方法及び期限

3 契約担当者等は、特定随意契約を締結したときは、速やかに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の名称及び数量
- (2) 契約を締結した年月日
- (3) 契約の相手方の氏名及び住所（契約の相手方が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(4) 契約金額

(5) 契約の相手方を選定した理由

第208条の6の見出し中「施設」を「施設等」に改め、同条中「、北海道立社会福祉総合センター条例（昭和53年北海道条例第47号）」を削り、「施設」の次に「並びに当該公の施設が所在する建物における当該公の施設以外の部分」を加える。

第344条第1号中「当該支出負担行為」を「当該支出負担行為をする権限につき専決権を有する職員及び当該支出負担行為」に改め、同条第2号中「当該命令」を「当該命令をする権限につき専決権を有する職員及び当該命令」に改め、同条第3号中「当該確認」を「当該確認をする権限につき専決権を有する職員及び当該確認」に改め、同条第4号中「当該支出」を「当該支出又は支払をする権限につき専決権を有する職員、当該支出又は支払をする権限を有する者（専決権を有する者を含む。）の決定につき代決権を有する職員及び当該支出」に改める。

第346条第1項中「次の各号」を「次に、「職員は」を「職員（以下「出納職員」という。）は」に改め、「係る物品」の次に「（以下この項においてこれらを「現金等」という。）」を、「損傷したとき」の次に「（出納職員と他の出納職員又は出納職員以外の職員とが共同して現金等を亡失し、又は損傷したときを含む。）」を、「部長等」の次に「（教育長及び警察本部長を含む。次項及び次条において同じ。）」を、「、部局長」の次に「（教育長及び警察本部長を除く。次項及び次条において同じ。）」を加える。

第347条中「規定する職員」の次に「（以下「予算執行職員等」という。）」を、「与えたとき」の次に「（予算執行職員等と他の予算執行職員等又は予算執行職員等以外の職員とが共同して道に損害を与えたときを含む。）」を加え、「次の各号」を「次に」に改め、「の部長等」の次に「（地方部局長及び地方公所長にあっては、部長等及び部局長）」を加え、同条第1号中「職氏名」の次に「及び勤務経歴」を加え、同条第6号中「見込みその他参考となるべき事項」を「状況」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(7) その他参考となるべき事項

第368条の見出し中「保存年限」を「管理の原則等」に改め、同条中「帳簿、諸票その他の書類（証拠書類を含む。）」を「帳票等」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

この規則に定める帳簿、諸票その他の書類（証拠書類を含む。以下「帳票等」という。）の管理に関する事務を行う職員は、次に掲げるところにより帳票等を取り扱わなければならない。

- (1) 帳票等の取扱いを的確かつ迅速に行うこと。
- (2) 帳票等を常に丁寧に取り扱うとともに、その受渡しを確実にし、汚損し、又は紛失しないように万全の注意を払うこと。

2 本庁、部局、地方部局及び地方公所は、帳票等の効率的な利用を図るため、常に帳票等

本 庁  
出 先 機 関

北海道職員の修学部分休業に関する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員の修学部分休業に関する規程

（趣旨）

**第1条** 職員の修学部分休業については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（修学部分休業の承認の申請）

**第2条** 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項に規定する修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）の承認を受けようとする職員は、修学部分休業承認申請書（別記第1号様式）を所属長に提出しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による提出があった場合において、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該提出をした職員に対して、必要な証明書類の提出を求めることができる。

（退学等の届出）

**第3条** 修学部分休業をしている職員は、修学部分休業に係る教育施設の課程を退学し、又は休学した場合は、遅滞なく、修学状況変更届（別記第2号様式）を所属長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による提出について準用する。

（休業時間の変更）

**第4条** 修学部分休業をしている職員は、承認された休業時間について変更しようとするときは、修学部分休業時間変更申請書（別記第3号様式）を所属長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による提出について準用する。

**附 則**

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

**別記第1号様式**（第2条関係）

修 学 部 分 休 業 承 認 申 請 書

年 月 日

（所属長） 様

職 名

の所在を明らかにしなければならない。

別表第1中「自治政策研修センター」を「自治政策研修センター」に、「各道消防学校」を「各道消防事務所」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 消防学校に係る平成16年度の収入、支出その他の会計事務に関しては、この規則による改正後の北海道財務規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第48号**

北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例施行規則を廃止する規則

北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例施行規則（昭和52年北海道規則第31号）は、廃止する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による廃止前の北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例施行規則（以下「旧規則」という。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において道内の公立高等学校（以下「公立高校」という。）に在学していた者であって施行日において北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例を廃止する条例（平成17年北海道条例第56号）による廃止前の北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例（昭和33年北海道条例第68号）の規定に基づき学資金の貸付を受けているものに係る学資金の償還並びに施行日の前日において現に公立高校に在学していた者及びこれと同一の学年に転学若しくは転籍又は編入学をする者に係る施行日以後の学資金の貸付及びその償還については、なおその効力を有する。この場合において、旧規則本則中「北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例」とあるのは、「北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例を廃止する条例（平成17年北海道条例第56号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例」とする。

訓 令

北海道訓令第5号

氏 名  
(職員番号 )

次のとおり修学部分休業の承認を申請します。

1 教育施設名				2 通学時間 (職場～教育施設)	時間	分
3 修学内容等						
4 申請期間	年 月 日から		年 月 日まで			
5 休業時間	年 月 日から		年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分		
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分		
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分		
	年 月 日から		年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分		
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分		
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分		
	年 月 日から		年 月 日まで			
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分		
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分		
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分		
	年 月 日から		年 月 日まで			
毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分			
月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分			
火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分			
6 備 考						

(注) 1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知、教育施設が発行する入学証明書等)を添付し、後日、在学証明書及び教育課程の予定表を提出すること(写しでも可)。  
2 「修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているかについて記入すること。

3 「休業時間」欄は、申請期間の全期間又は申請時において確定している期間について記入すること。  
4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「備考」欄に記入すること。

別記第2号様式(第3条関係)

修 学 状 況 変 更 届  
年 月 日

(所属長) 様

職 名  
氏 名  
(職員番号 )

次のとおり修学部分休業に係る修学状況について変更が生じたので、届け出ます。

1 承認を受けた修学部分休業の期間  
年 月 日から 年 月 日まで

2 届出の事由  
修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した  
修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した  
(理由: )

3 届出の事由が発生した日  
年 月 日  
(休学の場合は、その終期: 年 月 日まで)

(注) 該当する にはレ印を記入すること。

別記第3号様式(第4条関係)

修 学 部 分 休 業 時 間 変 更 申 請 書

（所属長） 様

年 月 日

職 名  
氏 名

（職員番号）

次のとおり修学部分休業の変更の承認を申請します。

1 承認を受けた修学部分休業の期間				
年 月 日から 年 月 日まで				
2 変更の理由				
3 変更後の休業時間				
年 月 日から 年 月 日まで				
毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
年 月 日から 年 月 日まで				
毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
年 月 日から 年 月 日まで				
毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
4 備 考				

(注) 1 この申請書には、変更に係る教育課程の予定表等を添付すること（写しでも可）。  
 2 「休業時間」欄は、申請期間の全期間又は申請時において確定している期間について記入すること。

と。  
 3 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「備考」欄に記入すること。

北海道訓令第6号

本 庁  
出 先 機 関

北海道職員の高齢者部分休業に関する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員の高齢者部分休業に関する規程

（趣旨）

第1条 職員の高齢者部分休業については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（高齢者部分休業の承認の申請）

第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認を受けようとする職員は、高齢者部分休業承認申請書（別記第1号様式）を所属長に提出しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による提出があった場合において、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該提出をした職員に対して、必要な証明書類の提出を求めることができる。

（高齢者部分休業時間の延長の申出）

第3条 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）第6条の休業時間の延長の申出をしようとする職員は、高齢者部分休業時間延長申出書（別記第2号様式）を所属長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による提出について準用する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

高 齢 者 部 分 休 業 承 認 申 請 書	
（所属長） 様	年 月 日
職 名	
氏 名	

(職員番号)

次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。

1 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (当該職員の定年退職日)			
2 休業時間	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	1週間の休業時間の合計 時間			
3 申請理由				

別記第2号様式 (第3条関係)

高齢者部分休業時間延長申出書

年 月 日

(所属長) 様

職 名

氏 名

(職員番号)

次のとおり高齢者部分休業の承認時間の延長を申出します。

休 業 時 間	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分

	1週間の休業時間の合計			時間
備 考				

(注) 申出をする休業時間は、「休業時間の合計」が当初承認された休業時間以上20時間以内とすること。

北海道訓令第7号

本 庁  
出 先 機 関

北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道取扱注意文書規程の一部を改正する訓令

北海道取扱注意文書規程(昭和61年北海道訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「(法人等に関して記録された文書に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く。)」を削る。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

